

若い世代に知って欲しい 消費者トラブル撃退法



こちらの QR コードを読み込めば携帯、スマートフォンからも「消費生活お知らせ版」がご覧いただけます。

通い放題の脱毛エステに注意



3年間通い放題の脱毛エステを約 25 万円で契約した。半年後、中途解約をしたいと申し出たら「この契約は 8 回のプランでそれ以降は無料のアフターサービスとして提供している。既に 8 回サービスを提供しているので解約しても返金はない」と言われた。(20 代男性)

- ➡ 脱毛エステの長期間に渡る契約の場合、中途解約や返金の条件をよく確認し慎重に検討しましょう。
- ➡ 契約前に施術内容や契約条件について説明を受け、よく理解することが大切です。

情報商材のトラブル



SNS から、簡単に稼げるというサイトにアクセスし今なら 1 万円とあるのでクレジットカードで決済した。その後 SNS でもっと稼げるコースと進められ 6 0 万円をカード決済した。言われた通り作業したが全然儲からない！サポートもない。

- ➡ 情報商材は契約前に中身を確かめることができます。ほとんど価値のない情報が、高額で売られていることもあります。
- ➡ カードでの高額決済や借金をしてまで契約してはいけません。「返金保証」「もうかるまでサポートする」等の説明は安易に信用しないようにしましょう。

簡単にもうかる、うまい話はありません！

ネット通販のトラブル

スマホの動画投稿サイトを閲覧中「サプリメントお試し 5 0 0 円」のポップアップ広告をみて 1 回だけのお試しと思い購入した。その後同じ商品と商品代 6 千円の請求書が届き驚いて販売店に問い合わせたところ「3 回の商品購入が条件の契約」と言われ、サイトにも表記してあるので 3 回購入した後でないと言われた。

- ➡ 所在地や連絡先、他の利用者の評価など、事業者の情報を購入前にしっかりと確認しましょう。料金を後払いにしてしまうと、被害を防ぐことができません。
- ➡ 一般の流通価格よりも大幅に安く販売されている場合などは、ニセモノの可能性が高いので、手を出さない方が賢明です。
- ➡ 「解約保証」とあっても、実際には厳しい条件があり解約困難なこともあります。

通信販売はクーリング・オフできません！

通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品に関する表示を必ず確認しましょう。返品特約の表示がない業者は、そもそも利用しないほうが安全です。万が一、表示がない業者を利用してしまい、返品したい場合は、商品到着後 8 日以内であれば返品できます（送料は購入者負担）。



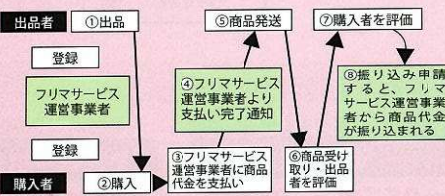
フリマサービスのトラブル



フリマアプリでブランド品のバックを見つけ、無傷、新品同様とあるのでクレジットカード決済し購入した。届いた商品は掲載内容と違い無数のキズがあり、とても持ち歩けない。出品者に苦情と返品を申し出たが、対応してくれない。

- ➡ フリマサービスは個人間の取引であり、トラブル解決は基本的に当事者間で図ることを求められます。
- ➡ 商品を出品や購入する際は、**利用規約**やサポート体制など、内容を十分に確認しましょう。
- ➡ 「商品が届かない」「代金を払わない」などのトラブルを避けるため、運営会社を介して代金を支払う「エスクローサービス」の活用も検討しましょう。

フリマサービスの商品取引の主な流れ (例 エスクローサービス)



仮想通貨 (暗号資産) の投資トラブル



マルチ商法のトラブル (ネットワークビジネス)

友人にいい話があると誘われ、ファストフード店で友人と上位者から話を聞いた。「配当のいい仮想通貨 (暗号資産) の投資がある。人を紹介すると手数料も入る (マルチ商法)」と説明され、仕組みは分からないまま消費者金融で 2 0 万円借りて契約したが、まったく儲からず、借金が残った。

- ➡ 仮想通貨 (暗号資産) はネット上で流通する、電子的な通貨であり円やドルのような「法定通貨」ではありません。
- ➡ 仮想通貨 (暗号資産) は「登録業者」のみが交換業を行うことができますので登録業者かどうか確認しましょう。「暗号資産交換業者一覧」(金融庁)
- ➡ 仮想通貨 (暗号資産) は価格変動リスクを伴うため急落し、損をする可能性があります。
- ➡ 友人や先輩からの誘いでも、仕組が分からない場合は最初からきっぱり断りましょう。
- ➡ 仮想通貨などの投資話が、連鎖販売取引 (マルチ商法) で行われることがあり、実際は借金が残って被害者となるだけでなく、自らが勧誘・販売することで加害者となり人間関係を壊すおそれもあります。十分に注意しましょう。

名義貸しのトラブル



高校時代の友人に、「いいアルバイトを紹介する」と言われた。貸金業者から数十万円のお金を借り、これから紹介する個人事業者に渡せば、アルバイト料 5 万円がもらえる。借金は 6 ヶ月後に個人事業者が貸金業者に完済するが、その間の月々の返済額は借主 (自分) の口座に振り込むというので応じた。しかし振込も途絶え、個人事業者とも連絡が取れなくなり、貸金業者から高額な残金の一括返済請求をうけている。

- ➡ 貸金業者に対する返済責任は名義を貸した人 (借り主) にあります。
- ➡ このようなトラブルは友人や先輩を巻き込んで信用させるケースが多く、たとえ親しい間柄からの誘いであってもきっぱりと断り、名義を貸すことは絶対にやめましょう。
- ➡ 延滞すると信用情報機関に登録 (ブラックリスト) される可能性があります。
- ➡ またクレジットカード等も安易に他人に渡したりしないよう注意しましょう。

18歳でおとな!

2022年4月から18歳は法律上「大人」となり、自分で色々な事の契約ができるようになりました。今後、社会経験の少ない18歳が騙され悪徳商法などの消費者被害にあうケースが増えるだろうと想定されています。



契約について知っておこう

すべての取り引きは契約といえます

契約というと、契約書を交わして印かんを押す場面を想像するかもしれませんが、しかし、実は毎日の生活の中で、たくさんの契約が成立しています。

例えば買い物をしたり、乗り物に乗ることも契約の一種。契約が成立すれば、契約書を交わしてなくても、権利と義務が発生します。

契約とは

法律上の権利と義務が発生する

契約の成立時点

そのテレビを買います (10万円です)

約束

一度契約が成立すると、どちらか一方の都合で契約をやめることはできない。

契約書はしっかり読みましょう

“信用”を失うと家や車が買えなくなる!? クレジットカード利用の注意点

クレジット (Credit) とは、「信用」という意味です。クレジット会社は消費者を信用して、代金を立て替えます。クレジットカードで商品を買うことは、クレジット会社に借金をしているということなのです。

クレジットカードは、「お金がなくても買い物ができるカード」ではないので、自分でしっかり管理し、支払い能力以上の買い物をしないように気をつけましょう。

カードの利用明細や口座引き落としはこまめにチェックしよう。

不本意な契約は泣き寝入りしない! クーリング・オフの利用方法

クーリング・オフとは、特定商取引法で定める連鎖販売取引に該当する場合は、消費者が契約書面を受け取った日を含めて**20日以内**であれば、一方的に**無条件**で契約を解除することができる制度です。

書き方の例

郵便はがき
000-0000
〇〇販売株式会社 御中
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

契約解除の通知書
契約年月日 〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇円
販売会社名 〇〇販売株式会社
担当者名 〇〇〇〇

上記契約を解除します。
すみやかに支払い済み〇〇〇〇円を返金し、商品をお引き取りください。

〇〇年〇月〇日
(契約者住所)
(契約者氏名)

①ハガキに契約解除の旨を記載し、両面をコピーして控えを残します。
②送ったことが証明できるように郵便局窓口から「特定記録郵便」または「簡易書留」で出します。
③支払ったお金は全額返済されます。商品の引取料は業者負担となります。
※インターネット通販はクーリング・オフはできません。

スマホ決済の注意 便利けど...

話題の“スマホ決済”。現金なしでお買い物! しかも早い!

私も始めたいけど何に気をつけたらいいんだろう?

キャッシュレス決済の1つとして注目されるスマホ決済。その多くは「〇〇Pay (ペイ)」と呼ばれ、使える店も増えています。

スマホをかざす	二次元バーコード・QRコードを読み取る
<p>スマホを読み取り機(リーダー)にかざして支払う</p>	<p>スマホ画面に表示させたコードを店舗の端末に読み取らせて支払う</p> <p>客側が店頭で設置されたQRコードをスマホで読み取って支払う</p>

どんなトラブルがあるの?

- スマホを紛失したら、入金した残高が勝手に使われていた
- スマホが故障して決済アプリを入れ直したが、使えなくなった
- キャンセルした商品の代金が取り消されず、請求された

スマホを落としちゃった。通信回線を止めてください

紛失...

無くしたスマホの電子マネーが使われてる!

クレジットカードご利用明細書 〇〇万円

☑ スマホ決済のチェックポイント

- ☐ スマホ紛失時に備え、利用停止方法を事前に確認しておく。通信回線を止めても決済アプリの多くは利用できるため、紛失に気づいたら、すぐにアプリの運営会社や、アプリに登録したクレジット会社等に連絡する。
- ☐ スマホやアプリのロック機能は必ず設定する。
- ☐ 決済額は必ずその場で確認し、利用履歴を残す。
- ☐ スマホに登録したクレジットカードの利用明細はこまめに確認し、不正利用があればアプリ運営会社とクレジット会社に連絡する。
- ☐ 機種変更する際のデータ移行方法を、事前に確認しておく。

NPO法人 消費者市民ネットおきなわ
沖縄県那覇市字安里45番地 久米国鼎会館4階
電話/FAX 098-988-8744 Email: oki-net@ossnet.jp
令和4年度沖縄県消費者行政強化補助金事業で作成されています

困ったときは迷わず相談しましょう!

消費者ホットライン 法的なトラブルや多重債務の相談 架空請求や詐欺

☎188 (イヤヤ!) ☎0570-078-374 ☎#9110

警察総合相談